3　〔差押え／仮差押え〕がされた年月日

4　〔差押え／仮差押え〕をした機関の名称

5　払渡金額及びその内訳

備考

1　分配金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。

2　不要の部分は消すこと。

3　「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

4　「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

5　理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第24（第七十四条関係）

補償金払渡通知書

年　　月　　日

（組合）事務所の所在地

名称及び理事長の氏名　　印

配当機関　殿

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第154条の規定において準用する同法第78条〔第1項／第4項〕の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

1　〔差押え／仮差押え〕に係る権利の種類

2　〔差押え／仮差押え〕に係る権利の明細

イ　売却マンションに関する権利

年　月　日　登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積	所有者の住所及び氏名
						階部分 ㎡	

ロ　売却マンションの敷地に関する権利

年　月　日　登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

3　〔差押え／仮差押え〕がされた年月日

4　〔差押え／仮差押え〕をした機関の名称

5　払渡金額及びその内訳

備考

1　補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。

2　不要の部分は消すこと。

3　「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

4　「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

5　理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第25（第七十四条関係）

権利喪失通知書

年　　月　　日

（組合）事務所の所在地

名称及び理事長の氏名　　印

配当機関　殿

マンションの建替え等の円滑化に関する法律〔第149条第1項／第149条第2項〕の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

記

1　売却マンション又はその敷地に関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所

2　前号の者が失う売却マンション又はその敷地に関する権利及びその価額

3　権利消滅期日

4　分配金取得計画の備付け場所

備考

1　権利喪失通知書は、失われる売却マンション又はその敷地に関する権利ごとに作成する。

2　不要の部分は消すこと。

3　理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第四項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「含む。）」の下に「並びに除却する必要のあるマンション及びその敷地の売却」を加える。

（地方整備局組織規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

一　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）第七条第四十二号及び第八十四条第二十号

二　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）第二条第十八号及び第二十四条第十八号

三　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十号）附則第二項